

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 21.4.9 第 171 回国会第 13 号

4 月 9 日（木）第 13 回の委員会が開かれました。

- 1 消費者庁設置法案（内閣提出、第 170 回国会閣法第 1 号）
消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、第 170 回国会閣法第 2 号）
消費者安全法案（内閣提出、第 170 回国会閣法第 3 号）
消費者権利院法案（枝野幸男君外 2 名提出、衆法第 8 号）
消費者団体訴訟法案（小宮山洋子君外 2 名提出、衆法第 9 号）
・与謝野国務大臣（金融担当大臣）、野田国務大臣（消費者行政推進担当大臣）、並木内閣府大臣政務官及び政府参考人並びに提出者枝野幸男君（民主）及び小宮山洋子君（民主）に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

小 島 敏 男君（自民）

- ・食料自給率が低迷する中で、食の安全は重要なテーマである。中国産冷凍ギョウザ事件の現状と消費者庁設置後の同種の事案に対する対応について野田国務大臣に伺いたい。
- ・消費者相談の 2 割弱が金融分野で占められている。消費者庁設置後の金融分野の消費者被害への対応について野田国務大臣に伺いたい。
- ・多重債務問題の解決へ向けた対応策の現状について与謝野国務大臣に伺いたい。また、消費者庁の多重債務問題への対応について野田国務大臣の見解を伺いたい。

田 端 正 広君（公明）

- ・国民生活センターは消費者庁設置後も情報集約、地方の指導等、消費者政策の中核的な役割を果たすこととなるが、今後の機能強化の見通しについて伺いたい。
- ・地方の消費者行政はその体制にばらつきがあり、相談員数も十分ではない。今後の地方消費者行政の体制・仕組みの在り方について伺いたい。
- ・金融商品トラブルについては、専門性が高く難しい部分も多い。金融庁から消費者庁への助言、業界への指導、消費者への教育・啓発の充実が必要だと考えるが、与謝野国務大臣の所見を伺いたい。

階 猛君（民主）

- ・平成 19 年度における消費者被害による経済的損失額は最大約 3 兆 4 千億円と推定されており、相談員の質・量を強化する消費者権利院法案の施行経費に約 1 千億円の国の予算を投入する意義はあると考えるが与謝野国務大臣の見解を伺いたい。

- ・先日、本特別委員会に出席された紀藤参考人は、被害者救済策として、銀行における休眠預金を被害者救済資金とすることや行政罰としての課徴金を原資とし被害者救済資金として活用すべきとの提言を行ったが、これに対する与謝野国務大臣の見解を伺いたい。
- ・消費者庁が貸金業法に基づき行政処分を行う場合、事業者の負担を考えると、二重行政になるおそれがあると危惧するが、与謝野国務大臣の見解を伺いたい。

仙 谷 由 人君（民主）

- ・生命保険会社や損害保険会社において多数の保険金支払い漏れ等が発生し、金融庁が行政処分を行ったが、その後、保険契約者に対し保険金は支払われたのか。また、金融庁の金融サービス利用者相談室は、相談者の問題を解決するためのものではないのか。
- ・消費者安全法第 16 条は、「内閣総理大臣は、消費者事故等の発生又は拡大の防止を図るために実施しうる他の法律の規定に基づく措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、必要があると認めるときは当該措置の速やかな実施を求めることができる」としているが、「措置」とは具体的にどのようなものなのか伺いたい。
- ・いわゆるすき間事案については、内閣総理大臣が、事業者に対し必要な措置をとるべき旨を勧告することができるが、重大事故等が発生した場合に限定しており、対応ができないのではないのか。

吉 井 英 勝君（共産）

- ・大和都市管財には、抵当証券業規制法の定める更新登録拒否事由があつたにもかかわらず、近畿財務局長が更新登録を行ったため同社がその後も活動を継続し、同社から抵当証券を購入した者が損害を被ってしまった。この

問題に責任のある元近畿財務局長が天下りをしていることについて、与謝野国務大臣はどのように考えるのか伺いたい。

- ・事故米穀不正流通問題について、法律により内閣総理大臣などに意見を述べる権限を与えられた国民生活審議会に諮らず、権限のない有識者会議において議論したのはなぜか野田国務大臣に伺いたい。
- ・国民生活審議会が内閣総理大臣等への意見具申など、その機能を十分に発揮できないのは、執行機関である内閣府の中にあるからではないか。消費者政策委員会は、消費者庁の外に置くべきであると考えますが、野田国務大臣に伺いたい。

日 森 文 尋君（社民）

- ・平成 18 年の貸金業法改正における利息制限及び総量規制の施行見通しについて金融庁に伺いたい。
- ・多重債務者の問題に対する金融庁の対応はどうなっているのか。また貸金業法が金融庁と消費者庁の共管となったが、どのような取り組みが為されるようになるのか。
- ・消費者庁と消費者政策委員会が車の両輪であるとの野田

国務大臣の発言があったが、消費者政策委員会の他省庁との関係について確認したい。

糸 川 正 晃君（国民）

- ・被害者救済、違法収益のはく奪に関連して、消費者団体訴訟法案では適格消費者団体を登録制とし、これを増やすとしているが、実際に団体訴訟を進行できる能力を持つ団体は現在どのくらいあるのか、衆法提出者に伺いたい。
- ・適格消費者団体は、財政的に苦しい、困っていると聞く。衆法提出者はこれに対してどのように財政援助を行うつもりなのか、伺いたい。また、野田国務大臣の認識も伺いたい。
- ・郵便局で投資信託等の金融商品が販売されるようになったが、その多くが元本割れしている。郵便局が扱うべき金融商品について、与謝野国務大臣に見解を伺いたい。